

「JSCA 名誉構造士」とは

「JSCA 名誉構造士」とは建築構造士または JSCA 建築構造士資格を返上した後に与えられる称号であり、下記の3条件を満たす者である。

- ①満60歳以上の正会員または名誉会員であること。
- ②建築構造士またはJSCA建築構造士登録を10年を超えて継続した者（更新2回以上）。
- ③その責務注1に対し誠実であった者。

注1 現行の「JSCA 建築構造士資格認定制度に関する規則」第5条(JSCA 建築構造士の責務)

1. JSCA 建築構造士は、協会の「倫理規定」、「建築構造設計規範」を遵守し、その業務を誠実に行い、優れた建築空間の創造に寄与しなければならない。
2. JSCA 建築構造士は、常に建築の構造設計および構造監理の知識を習得し、技術力の向上に努め、もってJSCA 建築構造士の社会的信頼の確立に努めなければならない。

上記①～③を満たす者で、協会の指定する申請書により本人から申請があった場合には、協会は理事会の承認を得て、協会認定称号「JSCA 名誉構造士」を与え、本人はその名称を称してよいとするものである。なお、JSCA 名誉構造士となってもそれまでの各人の会員種別（正会員・名誉会員）は変わらない。

ただし、「JSCA 名誉構造士」とは、称号でありで資格ではないので、下記とする。

- ①認定証（カード）の発行はないが、会長名による称号付与証を発行する。
- ②登録の更新は不要。
- ③申請費用は無料。
- ④退会の場合には称号返上の扱いとなるし、名誉構造士証を返納しなければならない。

以上

※本案内は、全更新対象者にお送りしております。

「JSCA 名誉構造士」の要件を満たすかご確認の上、希望者は申請して下さい。